

例3)

当初調整給付後に税額修正があり、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、本来給付されるべき金額が増加された方

(事例)

令和6年度住民税の当初決定時には個人住民税所得割額が2万円だったが、定額減税確定後、令和6年度個人住民税所得割額の税額の修正があり、個人住民税所得割額が1万円となった場合

令和6年度住民税 当初決定時		令和6年度住民税 不足額給付時	
個人住民税所得割	20,000 円	個人住民税所得割	10,000 円
定額減税額	20,000 円	定額減税額	20,000 円
※個人住民分のみ		※個人住民分のみ	
当初調整給付額	0 円	不足額給付調整給付額	10,000 円

↓

差額の1万円を不足額給付として支給
※端数は1万円単位に切上げ